

〔参考条文 2〕：欧州特許条約の施行規則より 規則42, 48公式日本語訳

規則42 明細書の内容

(1) 明細書は、次のように記述する。

5 (a) その発明が関連している技術分野を指定する。

(b) 出願人の知る限りにおいてその発明を理解し、欧州調査報告を作成し、更に、その欧州特許出願を審査する上で有用であると思われる背景技術を表示し、また、できれば当該技術を反映している書類を引用する。

10 (c) クレームしている発明を、その技術的課題(それが明白に陳述されていない場合を含む)及びその解決方法を理解することができるような表現で開示し、また、背景技術との関連においてその発明が有利な効果を有する場合は、その効果を記述する。

(d) 図面がある場合は、図面の図について簡単に説明する。

15 (e) クレームに記載されている発明を実施するための少なくとも 1 の方法を詳細に説明する。その場合は、適切なときは具体例を使用し、図面があるときはその図面を引用する。

(f) 発明の説明又は内容から明らかでない場合は、その発明の産業上利用可能な方法を明示的に指摘する。

20 (2) 明細書は、(1)において指定した方法と順序で提示する。ただし、発明の内容上、異なる形式での提示が発明を一層よく理解させるか、又はより簡潔となるときは、この限りでない。

規則48 禁止事項

(1) 欧州特許出願には、次のものを含めてはならない。

(a) 「公の秩序」又は善良の風俗に反する陳述その他の事項

25 (b) 第三者の製品若しくは方法又は当該第三者の出願若しくは特許の利点若しくは有効性を誹謗する陳述。先行技術との単なる比較は、それ自体では、誹謗とはみなさない。

(c) 状況からみて明らかに関連性のない又は不必要な陳述その他の事項

(2) 出願が(1)(a)に基づく禁止事項を含む場合は、欧州特許庁は、出願を公開するときに、それを省略することができ、その際には省略した語又は図面の箇所及び数を表示する。

30 (3) 出願が(1)(b)にいう陳述を含む場合は、欧州特許庁は、出願を公開するときに、それらを省略することができ、その際には、省略した語の箇所及び数を表示する。請求があったときは、欧州特許庁は、省略箇所の写しを提供する。